

告 発 状

2014年（平成26年）7月25日

兵庫県警察本部長 殿

告発人 市民オンブズマン兵庫

告発人 市民オンブズ西宮

告発人 市民オンブズ尼崎

被告発人 住所 兵庫県西宮市高須町

氏名 野々村 竜太郎

職業 元兵庫県議会議員

第1 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）及び刑法246条第2項（詐欺罪）に該当するものと思料されるので、被告発人を厳重に処罰されたく告発する。

第2 告発の事実

- (1) 被告発人は、日時不詳、場所不詳において、平成25年9月2日、阪神武庫川団地前駅～JR城崎温泉駅の列車に乗った事実はないのに、政務活動費の収支を報告する際の支払証明書に、要請陳情等活動費として、

支払い年月日	支出額	政務調査費充当額	支払い先	使途及び内容等
H25.9.2	15,340	15,340	阪神電車、 バス、JR	切符代（交通費） （阪神武庫川団地前駅～JR 城崎温泉駅 往復）

と虚偽の記載をして、平成26年4月30日、神戸市中央区下山手通5丁目10番1所在の兵庫県議会事務局において、事務員に提出して、15,340円の返還をのがれたものである。

被告訴人の支払証明書に係る虚偽記載の詳細は下記のとおりである。

- ① 平成25年9月2日に阪神武庫川団地前駅～JR城崎温泉駅まで往復し、要請陳情活動費なる使途項目で、15,340円の支出を行い、政務活動費充当額として15,340円が支出されたと記載されている。さらに、下欄には上記のとおり相違ありません。平成25年9月30日 議員名 野々村 竜太郎と署名捺印がされている。
- ② しかし、この記載は虚偽であり、平成25年9月2日に阪神武庫川団地～JR城崎温泉駅まで往復（日帰り出張）することは、不可能であることが判明した。
- ③ JR福知山駅の広報担当に確認したところ、平成25年9月2日は悪天候のため、福知山駅では7時50分～17時13分まで、電車の運行は見合わせていた。
- ④ また、播但線では、7時～10時までと11時台に運転が中止されていた。
- ⑤ 山陰本線では江原～和田山間は10時30分～13時まで運転中止の状況であった。
- ⑥ 以上のことから、阪神武庫川団地前駅～JR城崎温泉駅まで、どの経路を使っても、日帰り出張することは不可能であった。

ア. 経路1【福知山線経由】：武庫川団地前—武庫川—西九条—JR大阪—

城崎温泉駅特急こうのとりを利用した場合（武庫川団地前駅～西九条＝240円、西九条～城崎温泉＝3350円、特急料金1730円の合計金額は、片道5320円、往復10,640円それにグリーン車料金2750円×2＝5,500円で総計16,140円となるが、消費税の変化を勘案すれば、支払証明書の金額15,340円に近い金額となる。）所要時間は3時間31分。

イ．経路2【播但線経由】：武庫川団地前駅—神戸三宮（阪神）—JR三宮—姫路—和田山—豊岡—城崎温泉駅（JR播但線、JR山陰本線経由）片道3,300円、往復6,600円（特急やグリーン車を利用しても支出金額との整合性はない。）所要時間は4時間53分

ウ．経路3【山陰本線経由】：武庫川団地前駅—武庫川—梅田—JR大阪—京都—福知山—城崎温泉駅（JR特急はしだて、JR特急こうのとり利用）特急料金を含め片道5,670円、往復11,340円、グリーン車料金2750円を加算すれば往復16,840円となり、消費税の差額を勘案しても支払証明書の金額を上回る。）所要時間は3時間51分

⑦ 経路1が支払証明書記載の金額に適合的なルートと思われる。【経路1経由】あるいは【経路3経由】のいずれのルートを経由しても、福知山駅を通らずに、城崎温泉駅に到達することはできない。福知山駅を通過する列車が、7時50分～17時30分まで運行停止されている状態では利用できる列車は新大阪発18時01分のこうのとり25号で、城崎温泉駅到着は20時56分、城崎温泉駅発新大阪行の最終は18時18分発のこうのとり26号で、新大阪駅到着21時06分となっていることから日帰り出張は物理的に不可能である。

⑧ したがって、9月2日に武庫川団地前駅～JR城崎温泉駅を往復し、調査研究したとする支払証明書における記載は虚偽であることになる。これらの所為は刑法156条の虚偽公文書作成罪に該当するとともに、刑法246条第2項の詐欺罪に該当する。

(2) 被告発人は、日時不詳、場所不詳において、別表のとおり、政務調査費を報告する際の領収書等添付様式に、切手以外のものを購入した領収書を張り付け、備考欄に、切手代等と虚偽の記載をして、平成25年4月30日、兵庫県議会事務局において、事務員に提出して、合計287,720円の返還を逃れたものである。

被告発人の切手購入等に関する詳細な事実は下記のとおりである。

被告発人が、2011年度（平成23年度）から2013年度（平成25年度）の政務活動（調査）費の支出において、特定の金券ショップ（ジ

ヤパングフトサービス) から購入したとする全領収書に品名が書かれていない

ことが明らかとなっている。

兵庫県議会議員である丸尾牧が、平成24年度の当該金券ショップの領収書を確認したところ、下記の事実が判明した。

- ① 110円4枚、120円7枚、140円1枚、170円14枚、180円3枚、190円4枚、200円5枚、210円13枚、240円2枚、240円2枚(丸尾牧に確認したところ、記載ミスである)、250円63枚、260円8枚、270円73枚、280円1枚、290円14枚、300円2枚、320円1枚、330円1枚、390円9枚、340円4枚、350円2枚、370円8枚、880円4枚、990円14枚が購入され、備考欄には切手、はがき代と記載されている。
- ② 7月17日10時35分に、兵庫県議会議員丸尾牧が金券ショップに確認したところ、「切手は50円、80円、90円を販売、はがきの在庫はあるが、往復はがきはあまりない。310円、500円、1000円の切手は現在の在庫はないが、ほんのたまに入荷があればおくことはある。」ということであった。また、切手の販売価格は、額面の97%で販売しているとのことであった。
170円、220円、250円、270円、990円などの切手は存在するのかわ確認したところ、そのような切手は過去にも販売していないとのことであった。
- ④ 郵便局で、消費税値上げ前の切手の金額を確認すると、1円、2円、5円、10円、50円、80円、90円、200円、270円、300円、350円、500円、1000円の切手が存在していた。他にも、別の額面の切手が存在するが、それらはごくわずかで、金券ショップには殆ど出回っていない。
- ⑤ 金券ショップで、先ほどの金額を示し、どういう可能性があるのか聞いたところ、切符代やギフトカードの可能性もあるとのことであった。
- ⑥ 阪神武庫川団地前～阪神三宮もしくは元町までの運賃は、いずれも280円で、消費税増税前と金額は変わっていない。これを97%で販売したとすると270円になる。
- ⑦ 被告発人の平成24年度の資料を見ると、金券ショップで購入した270円の切手が73枚と一番多く、以下、250円63枚、280円52枚と続く。また、990円の切手の購入は14枚あり、19800円、29700円、17820円、9900円と990円で割り切れる購入もいくつか見られる。

以上のことから、被告発人の切手はがきの購入は事実ではなく、自宅に帰るための切手代やギフトカードであった可能性がある。

また、告発人の森池豊武が、7月19日にジャパングフトサービス元町店で82円切手10枚を購入したところ、レシートには10点 @82 小計 ¥820 (値引き) 3% -25 合計795円と記載されていた。また、7月20日に、ジャパングフトサービス梅田店で52円切手10枚を購入したところ、レシートには、(@52×10=520円×97%となる金額) ¥505円が記載されていた。金券ショップでは切手も値引きで販売するのが通常であるから、被告発人の提出した領収書は切手代金でないことは明らかである。

第3 告発の事情

- (1) 被告発人は、兵庫県議会議員であった2011年度から2013年度の政務活動費収支報告書において、領収書の添付が一切ないまま遠距離日帰り出張を行ったとの報告を支払証明書に記載している。

①2011年度(平成23年度)においては、調査研究費として

支払い年月日	支出額	政務調査費充当額	支払い先	使途及び内容等
H23.6.17	29,340	29,340	阪神・JR ・東京メトロ	県の事務及び地方行財政に関する調査 (西宮市～東京都)

の支出を行ったとの記載がある。同様の支出は、平成23年度で55回繰り返されている。(西宮市～東京 往復=29,340円)が21回、(西宮市～石川県 往復=15,800円)が5回、(西宮市～福岡県 往復=30,700円)が14回、(西宮市～三重県 往復=6,540円)が2回、(西宮市～愛知県 往復=13,680円)が2回、(西宮市～広島県 往復=21,220円)が4回、(西宮市～神奈川県 往復=25,480円)が4回、ただし、H23.11.20に支出された25,480円には行き先が記載されていない。いずれも、調査目的は「県の事務及び地方行財政に関する調査」という抽象的な表現で統一され、具体的目的や調査先は一切記載されていない。連日にわたる遠距離日帰り出張が繰り返され、宿泊は一度もない。東京往復は29,340円、福岡往復は30,700円と同一金額がパターン化されて記載され、各駅到着後にかかった交通費は一切記載されていない。2011年度(平成23年度)の交通費合計額は135万2260円であった。

② 2012年度（平成24年度）においては、
調査研究費として、

支払い年月日	支出額	政務調査費充当額	支払い先	使途及び内容等
H24.4.3	38,610	38,610	阪神・JR ・東京メトロ	県の事務及び地方行財政 に関する調査 (西宮市～東京都)

の支出を行ったとの記載がある。同様の支出は、平成24年度で94回繰り返されている。いずれも、調査目的は「県の事務及び地方行財政に関する調査」という抽象的な表現で統一され、具体的目的や調査先は一切記載されていない。連日にわたる遠距離日帰り出張が繰り返され、宿泊は一度もない。東京往復は38,610円、福岡往復は41,880円と同一金額がパターン化され、各駅到着後にかかった交通費は一切記載されていない。(同じ東京往復でも、H.24.6.21及びH.24.6.22は19,660円と記載されている。)

内訳は、(西宮市～東京 往復=38,610円)、(西宮市～名古屋市 往復=18,450円)、(西宮市～福岡県 往復=41,880円)であり、2012年度(平成24年度)の交通費合計額は**347万570円**であった。

③ 2013年度（平成25年度）においては、
要請陳情等活動費として、

支払い年月日	支出額	政務調査費充当額	支払い先	使途及び内容等
H25.4.2	38,610	38,610	阪神・JR ・東京メトロ	切符代(交通費) (阪神武庫川団地前駅～ 東京都内 往復)

の支出を行ったとの記載がある。同様の支出は、平成25年度で195回繰り返されている。(阪神武庫川団地前駅～JR城崎温泉駅 往復=15,340円)が106回、(阪神武庫川団地前駅～JR作用駅 往復=11,560円)が62回、(阪神武庫川団地前駅～東京都内 往復=38,610円)が11回、(阪神武庫川団地前駅～JR博多駅 往復=41,880円)が16回、合計195回の日帰り出張を行っている。いずれも、調査の具体的目的や調査先は一切記載されていない。常識では考えられない、連日にわたる遠距離日帰り出張が繰り返され、宿泊は一度もない。東京往復は38,610円、福岡往復は41,880円、城崎往復は15,340円、作用往復は11,560円と同一金額がパターン化され、各駅到着後にかかった交通費は一切記載されていない。2013年度(平成25年度)の交通費合計額は**301万5160円**であった。

平成23年度、平成24年度、平成25年度の交通費の総合計**783万7990円**の支出、全てに具体的活動内容の記載はない。兵庫県では平成

11年6月分以降、全ての支出に領収書の添付が義務付けられている自ら「支払証明書」を作成することによって、領収書の添付が不要な例外規定が設けられているが、自動券売機で切符を買い領収書が発行されない場合や領収書を取得できない緊急の場合などに限られている。

被告訴人の上記の所為は、かかる例外規定を悪用したものである。2014年6月30日に、政務活動収支報告書における突出した交通費の支出が報道され、7月1日の「号泣記者会見」、7月9日及び7月11日に行われた兵庫県議会による事情聴取報告書においても、政務活動費を支出した調査の内容について、「覚えていない」と一切の説明を拒否し、調査の事実を証明する客観的資料、報告書、メモ等も「全くない」として提出されていない。さらに、7月11日には、自ら議員辞職し、政務活動費の全額返還を行うとの意思表示も行っている。以上のことから、2011年度～2013年度に被控訴人が各年度の政務活動被報告書に記載した344回、783万7990円に及ぶ日帰り出張は、虚偽であり、日帰り出張による調査研究ないし要請陳情等活動の実態は存在しないと思料せざるを得ない。7月9日の議会による事情聴取で自ら認めているように「同じ場所なら同じ金額なので、パソコン上でコピー&ペーストで作業している。」ということが、実態である。調査先には一度も行かず、パソコン上で行き先と金額をコピー&ペースト行い支払証明書を作成していることからH23.12.23の29,340円の支出について、県の事務及び地方行財政に関する調査では（西宮市～東京県）という表記になっている。また、H23.11.20の25,480円の支出では、県の事務及び地方財政に関する調査研究との記載はあるが、行き先は記載されていない。被告発人のかかる行為は、適正に調査研究を行ない、調査先に出張したものと兵庫県を欺罔し、適正な交通費として783万余の公金を騙取したものであると思料される。

(2) 被告発人の2013年度（平成25年度）の支出中、切手代として175万円の大量購入があったことが明らかとなっている。これらの多くは3万円以下の金額29,790円や29,860円などで購入されている。商品券1000円が993円で販売されていれば、30枚で29,790円となり、商品券1000円が995円で販売されていれば、30枚で29,860円となる。

以上のことから、被告発人が購入したとする3万円弱の切手購入は、商品券等の金券購入である可能性が大である。

被告発人の上記の所為は、政務調査活動に必要な郵送費であると兵庫県を欺罔し、平成23年度～25年度において、総額250万円もの公金を騙取し、自ら費消したものである。

(4) その他の疑惑

被告訴人の2013年度支出において、以下の疑惑が明らかとなっている。

- ① 2013年4月8日の午前中に3度も切手を購入。
- ② 2013年5月24日には兵庫県佐用町に出張していたが、同じ日に大阪及び神戸で買い物をしていた。
- ③ 2013年5月から10月にかけて、6回にわたり大阪の量販店で計22万円分の家電を購入。うち3回分は1回の購入費が3万3600円で、具体的な品目は記入されていなかった。
- ④ 2012年4月にも80万円以上の家電を購入したが、政務活動費との関連は明らかではない。
- ⑤ 2013年度収支報告書で、被告発人は自宅近くのスーパーや県庁近くのコンビニなどでカードを使い、総額77万円分を「事務用品消耗品」の購入にあてたとしている。本来カードで購入すれば品目が記入されたレシートが渡されるが、それらのレシートではなく、店舗と支払った金額しか載っていない明細書を再発行してもらい、収支報告書に添えているケースが多数あることが分かった。これらは、故意に、品目を隠そうとした可能性があると思われる。

以上、告発の事実及び告発の事情を列挙してきか、被告発人の政務活動（調査）報告書は虚偽と欺罔、不可解な支出でそのほとんどが占められていると言っても過言ではない。被告発人は、透明性が殆どない1800万円に及ぶ政務活動（調査）費の使途を県民に明らかにする義務がある。県民に対する説明責任を一切果たさないまま、議員辞職し、政務活動費を返還することでは、何の問題解決にもならないし、責任を果たしたことになることは明らかである。

捜査当局に置かれては、被告発人の虚偽公文書作成・同行使及び詐欺罪に該当すると思料される一連の所為の実態を解明され、厳重に処罰されることを望みます。

第4 添付書類等

- ① 被告発人の2011年度～2013年度の政務活動（調査）収支報告書
- ② 神戸新聞（夕刊） 2014年（平成26年）6月30日 月曜日
- ③ 日本経済新聞（朝刊）2014年7月12日（土曜日）
- ④ 日本経済新聞（夕刊）2014年7月12日（土曜日）
- ⑤ 朝日新聞（朝刊） 2014年7月16日（水曜日）
- ⑥ 神戸新聞（朝刊） 2014年7月16日（水曜日）
- ⑦ 日本経済新聞（朝刊）2014年7月19日（土曜日）
- ⑧ 日本経済新聞（夕刊）2014年7月19日（土曜日）
- ⑨ 野々村竜太郎兵庫県議会議員の政務活動費等の使途に係る再調査結果報告書 兵庫県議会
- ⑩ 政務活動費のあり方の検討について（案）
- ⑪ 野々村竜太郎県議の「号泣事件」に対する私たちの見解（2014年7月15日）
- ⑫ 野々村竜太郎議員の支払い証明書に係る虚偽記載
- ⑬ 野々村元銀の切手、はがき購入2つについてのご確認と警察への連絡について（2014年7月17日）
- ⑭ 250円63枚の切手は昼得切符の可能性！

- ⑮ ジャパンギフトサービス元町店及びジャパンギフトサービス梅田第3ビルB1店領収書
- ⑯ 支払証明書平成23年11月分の一部及び平成23年12月分の一部
- ⑰ 別表8「野々村議員の2012年度（平成24年度）政務調査費による、ジャパンギフトサービス元町店での切手等購入一覧」